

大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、府内の医療機関が実施する医師の勤務環境の改善の取組及び出産等により休職又は離職した女性医師等の復職支援の取組に資するため、予算の定めるところにより、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 就労環境改善事業

勤務医の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することにより、離職防止と安定的な医師確保に資する取組で次に掲げるもの。

- ア 短時間正規雇用制度の活用
- イ 宿直・日直、時間外勤務の減免
- ウ オンコールの免除
- エ 就労環境の改善策を検討する機関の設置
- オ その他、医師の就労環境の改善に係る取組

(2) 復職支援研修事業

休職又は離職から復職する際に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するための取組で次に掲げるもの。

- ア 指導医のもとで実施する復職研修の取組

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者は、次に掲げる医療機関とする。

(1) 二次救急告示医療機関及び救命救急センター

ただし、小児科を協力科とする救急告示医療機関のない二次医療圏においては、広域初期小児救急医療を担う医療機関の後送病院として位置付けられた医療機関を含む

(2) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第2欄に定める経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額又は前条に規定する経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(事業計画書等の策定)

第6条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、事業計画書(様式第1号)及び事業支出予定額明細書(様式第1-2号)を知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(事業計画の変更申請)

第7条 前条の規定より提出した事業計画書又は事業支出予定額明細書に変更がある場合は、事業変更計画書(様式第2号)又は事業変更支出予定額明細書(様式第2-2号)を知事に対し、速やかに提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付申請書(様式第3号)を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書(様式第3-2号)
- (2) 事業収支予定額明細書(兼収入支出予算見込書(抄本))(様式第3-3号)
- (3) 就業規則等(該当部分抜粋)(様式第3-4号)
- (4) 要件確認申立書(様式第3-5号)
- (5) 暴力団等審査情報(様式第3-6号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 ただし、前項(4)及び(5)の書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

- (1) 市町村
- (2) 独立行政法人または地方独立行政法人
- (3) 公益社団法人または公益財団法人
- (4) その他、知事が必要と認めるもの

4 第2項の大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付申請書は、毎年知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の変更申請)

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、前条に規定する申請手続きに従い、知事が定める期日までに行わなければならない。

(経費配分の軽微な変更等)

第10条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 2以上の費目に係る配分額のいずれか30パーセント以内で配分額の流用を行おうとする場合。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
 - (1) 事業費の額の30パーセント以内の増減の場合。
- 3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金事業経費配分(内容)変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更計画書(様式第2号)
 - (2) 補助金所要額調書(様式第4-2号)
 - (3) 事業変更収支予定額明細書(兼収入支出予算書(抄本))(様式第4-3号)
- 5 規則第6条第1項第3号の規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第11条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了後(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後)10年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続きに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (10) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しな

なければならない。

(実績報告等)

第 12 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金実績報告書（様式第 6 号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

2 規則第 12 条の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金精算書（様式第 6 - 2 号）
- (2) 事業収支実績額明細書（兼収入支出決算書（抄本））（様式第 6 - 3 号）
- (3) 事業成果報告書（様式第 6 - 4 号）
- (4) その他参考となる資料

(補助金の交付)

第 13 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 23 年 10 月 27 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 大阪府短時間正規雇用支援事業補助金交付要綱第 6 条及び第 7 条の規定により提出された大阪府短時間正規雇用支援事業補助金交付申請書に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 2 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関あたり 11,140 千円	(1) 就労環境改善事業 就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費 ^(注) (謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの) (注) 代替職員経費は、女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。 また、当該診療科の合計医師数が増加していることを要件とする。 (2) 復職支援研修事業 病院が行う復職研修に必要な指導医経費(謝金、人件費、手当)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料(上記経費に該当するもの)	2分の1